

鎌倉審議 第 11号
平成17年 2月 3日

教 育 長 熊 代 徳 彦 様

鎌倉市個人情報保護運営審議会
会 長 安 富 潔

教育長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について
(答申)

鎌倉市個人情報保護条例第12条第1項及び第3項の規定に基づき、平成17年1月21日付け鎌教ス第295号をもって諮問のありました電子計算機とオンライン結合による個人情報の処理については、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人の権利及び利益を侵害することのないよう下記の点に十分配慮されるよう要望します。

- 1 取扱いに係る個人情報の性質に照らし、電子計算機による個人情報の処理については、大量かつ高速での情報処理が可能である反面、不可視の状態処理されることから、その取扱いに当っては、個人情報の保護とセキュリティに配慮してより一層慎重な対応に心がけること。

鎌倉市個人情報保護条例第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく諮問事項

番号	業務名	業務の概要	業務主管課名	導入年度
1	<p>体育施設使用許可申請業務</p>	<p>神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会により構築・運営される(電子申請・届出システム)を利用し、鎌倉市スポーツ施設予約の電子計算機処理を開始する。</p> <p>同時に、電子申請等の業務も開始する。</p>	<p>スポーツ課</p>	<p>平成 17 年度</p>